

Japan Tax Newsletter

デロイト トーマツ 税理士法人

2025 年 2 月 7 日

BEPS 包摂的枠組み共同議長による第 1 の柱の進捗アップデート公表及び米国大統領覚書について、第 1 の柱利益 B 観点から考察

Executive Summary

- 2025 年 1 月 13 日、OECD/G20 の BEPS 包摂的枠組み（以下「包摂的枠組み」）は[ウェブサイト](#)（OECD ウェブサイト（英語））において、第 1 の柱に係る最終的なパッケージ策定における進捗アップデートを、包摂的枠組みの共同議長による[声明](#)（OECD ウェブサイト（英語））として公表し、多国籍企業の超過利益を市場国に配分する利益 A と、基礎的なマーケティング・販売活動への報酬を定める利益 B の枠組みの現状を示した。利益 B の枠組みへの合意が得られておらず、全体として進捗が停滞している。
- 2025 年 1 月 20 日、トランプ大統領が[大統領覚書](#)（The White House ウェブサイト（英語））を公表し、バイデン前政権が支持した OECD の国際課税ルールは、米国内において無効であることが示された。一方、昨年 12 月に公表されたセーフハーバールールとしての利益 B 制度については米国内でも支持があり、議会の承認を得て導入される可能性がある。
- 利益 B は現状、各国が任意で導入すること（Phase 1）が前提となっているが、今後の制度の義務化（Phase 2）への移行は不透明である。第 1 の柱が、利益 A と利益 B のパッケージ合意を前提とすることが議論の膠着を生んでいると考えられ、進展には米国と他国の合意形成が不可欠である。もし利益 A との関連性が解消されれば、より多くの国が利益 B を導入する可能性がある。
- 利益 B は多くの企業に影響を与えるため、デジタルサービス税（Digital Services Taxes:以下「DST」）等の各国の一方的措置とともにその動向を注視する必要がある。各国は自国税収への影響を考慮して利益 B 制度導入を判断すると予想される。導入国では利益 B の価格決定マトリクスが適用され、非導入国でも同マトリクスの売上高営業利益率（Return on Sales : 以下「ROS」）が暗黙の下限值（フロア）となる可能性がある。
- 自社の状況に合わせ、利益 B を踏まえたローカルファイル整備、価格調整金、二国間事前確認（Bilateral APA : 以下「BAPA」）活用等の対応や、その前段階としてハイレベルに海外販売会社の実績 ROS と簡素化・合理化アプローチの ROS を比較し、特に実績 ROS が下回っている拠点の把握を開始することが推奨される。

1. BEPS 包摂的枠組み共同議長による第 1 の柱の最新状況アップデート

2025 年 1 月 13 日、OECD/G20 の BEPS 包摂的枠組みは、共同議長による声明として、第 1 の柱に係る最終的なパッケージ策定における進捗アップデートを公表した。第 1 の柱とは、[2021 年 10 月](#)（OECD ウェブサイト（英語））に BEPS 包摂的枠組みにおいて合意された経済のデジタル化に伴って生じる課題への対応策である 2 つの柱「市場国への新たな課税権の配分」と「グローバル・ミニマム課税」のうち、前者の「市場国への新たな課税権の配分」を指している。

この声明は 2025 年 1 月現時点までの包摂的枠組みによる第 1 の柱に関する取組みをまとめたもので、利益 A を実施するための多国間条約（Multilateral Convention：以下「MLC」）本文と利益 B の枠組みの 2 つの要素が含まれている。各要素の具体的な内容は以下のとおりである。

(1) 利益 A を実施するための MLC

利益 A は、全世界収入が 200 億ユーロ超かつ利益率 10% 超の多国籍企業を対象とし、利益率 10% を超える残余利益の 25% を対象として、対象残余利益に対する課税権を市場国に配分するための制度である。これは、経済のデジタル化に起因する税務上の課題に対応し、DST と関連類似措置（Relevant Similar Measures：以下「RSM」）の撤回と停止を規定し、持続可能で協調的な国際課税制度の改革を企図して設計された。

140 以上の加盟国からなる包摂的枠組み内での数年にわたる交渉と、ステークホルダーとの協議を経て、2023 年 10 月に [MLC の本文](#)（OECD ウェブサイト（英語））が公表された²。その後、2024 年前半に本文公表後のフィードバックに基づいて更なる交渉が行われ、加盟国間の意見の相違を解決するために MLC 本文が改訂されたとされる。

2024 年 6 月には、MLC 最終本文が包摂的枠組みに提出されたが、MLC 本文の採択合意が必ずしも署名義務を生じさせず、本文への署名決定は各国において国内手続に従う可能性がある旨が通知された。特定の 1 カ国³は、上記のように MLC 本文が採択されたとしても実際に各国において署名されるかどうか留保されていること、並びに以下に示すように利益 B の枠組みについてコンセンサスが得られていないことを理由に、MLC 本文の採択に反対した⁴。それ以来、包摂的枠組み内での交渉は利益 B の枠組みに関する未解決の問題の解決に重点が置かれている。

すなわち、2024 年の後半において、包摂的枠組み内での利益 A の MLC 本文もしくはその署名等に係る交渉に関する進展が乏しかったことが示唆されている。

(2) 利益 B 枠組み

利益 B は、特に税務執行能力の低い国のニーズに重点を置いた、基礎的なマーケティング・販売活動への独立企業原則の適用に関する簡素化・合理化アプローチである。

2024 年 2 月、各国が任意で導入することが可能な利益 B が OECD 移転価格ガイドラインに組み込まれ、包摂的枠組み非加盟国を含む各国が、自国における基礎的なマーケティング・販売活動への簡素化・合理化アプローチの適用を選択できるようになった。また、包摂的枠組み加盟国は、政治的コミットメント対象国（Covered Jurisdictions）がこの簡素化・合理化アプローチを適用する場合、簡素化・合理化アプローチに基づいて決定された結果を相手国側が尊重することを約束した。一部の政治的コミットメント対象国では、利益 B は現在の移転価格紛争の 30～70% に対処すると予想されている。

この任意モデルに基づいて、利益 A の MLC 締約国となる管轄区域が、MLC が発効した時点から基礎的なマーケティング・販売活動を行う自国の納税者に利益 B を適用することを義務付ける枠組みについて議論が続けられている。ただし、関連者間取引が MLC の締約国でもある別の包摂的枠組み加盟国との間で有効な租税条約の対象となっている場合に限られる。各国はまた、租税条約が有効な MLC の他の締約国によって適用される場合、利益 B に基づいて決定された結果を尊重する必要がある（利益 B 枠組み）⁵。

1 2024 年 5 月にも同様に包摂的枠組みの共同議長による声明が公表された。当該声明においては、第 1 の柱パッケージ（利益 A の MLC 本文及び利益 B 枠組み）の交渉が進められており、MLC 本文の採択を 2024 年 6 月末に目指している旨が公表されていた。

2 併せて、付随する説明文書（Explanatory Statement）及び第 1 の柱の利益 A の確実性の適用に関する了解覚書（Understanding on the Application of Certainty for Amount A of Pillar One）が公表された。

3 米国のことを指す可能性が高いものと考えられる

4 包摂的枠組みの議事は基本的にコンセンサスベース（全会一致方式）であるため、特定国が合意しない場合には採択がなされない。

5 「Amount B Phase 2」と呼ばれることがある。各国が利益 B の導入を任意に選択できる 2024 年 2 月報告書のモデルを Phase 1 と位置づけ、そこから利益 A の MLC と合わせたパッケージで強制適用モデルとなる Phase 2 への移行を米国は志向していたことが、米国財務省高官の発言等から明らかになっている。

一部の加盟国は、利益 B が移転価格及び帰属利益に係る広範囲にわたる紛争解決手続として利用可能であること、DST と RSM の撤回と停止のための枠組みを含む重要な税務確実性のメリットがあることを認める一方で、利益 B 枠組みが第 1 の柱パッケージ全体の合意に不可欠であるという立場をとっている。

利益 B 枠組みは具体的な内容が既に決められているものの、特定国間でいくつか未解決の課題が残っており、具体的には以下の点が挙げられる。

- a. MLC と利益 B の相互依存性を適切に反映する方法
- b. 利益 B の適格取引に関する紛争件数が少ない国を選別するために設計された合意されたフィルター⁶の具体的な条件⁶
- c. 特定の国が必要であると主張している、既存のフィルターに加えて通常のコア流通機能から得られるものを大幅に超える利益を生み出すと予想される基準を超える取引が範囲に含まれないようにするための、任意の定性テストの条件⁷
- d. 各国における基礎的なマーケティング・販売活動を行う納税者にとって、価格決定マトリクスが不適切な結果をもたらすと考える特定国の懸念に対処する方法⁸

最初の 3 つの項目に関する議論は概ね順調に進展しており、現在は手続上の問題やテストの具体化に焦点が当てられている。4 番目の項目に関しては、包摂的枠組み加盟国の異なる立場を橋渡しするために様々な解決策が提案されている。

例えば、一定の売上高基準を下回る販売会社に利益 B の適用を制限することを可能にする一方、売上高基準を上回る販売会社には二国間 APA を含む早期確実性メカニズムを利用可能とする案が解決策に含まれているとされる。

共同声明の結語として、包摂的枠組みの共同議長は、第 1 の柱をこの段階まで進展させた全ての加盟国に対する謝意を示しており、第 1 の柱パッケージへの合意のために、利益 B 枠組みに関する残りの問題の解決と迅速な実施のために最善を尽くしている。

2. 米国大統領覚書

米国では、2025 年 1 月 20 日に就任式を行ったトランプ大統領が同日付で大統領覚書（Memorandum）を公表した。

この覚書のポイントは、バイデン前政権が支持した「The OECD Global Tax Deal」を米国は実施しないということであり、その理由は以下のとおりである。

- 米国所得に対する域外管轄権：覚書は、Global Tax Deal が米国所得に対する域外管轄権（extraterritorial jurisdiction over American income）を認め、米国企業が差別的に影響を受ける（disproportionately affect American companies）税制を他国が課す可能性があると主張している。
- 議会の承認：覚書は、Global Tax Deal に基づく施策を米国で実行するには議会の法律が必要だと明言している。バイデン政権は議会承認を得ずに Global Tax Deal にコミットしたため、トランプ政権はそれを無効であると宣言している。
- 報復的措置の可能性：覚書は、財務長官に通商代表と協議の上、米国企業に不利益を与える税制を導入している国を調査し、報復措置の選択肢を検討するよう指示している。

上記 1 点目で想定されている他国の税制は、軽課税所得ルール（Undertaxed Profits Rule：以下「UTPR」）と DST を想定しているものと理解されている。

なお、第 1 の柱利益 A の MLC は、バイデン前政権下から議会による承認による批准の可能性が低いとみられていたところ、上院・下院の双方が共和党過半数となっている現在の状況では、米国による MLC 本文の採択の可能性は更に低下したと考えられる。

6 合理的に利益 B を適用しなくてもよいとする国を選別するために、移転価格紛争数等の閾値を設けようとする意図であるとみられる。

7 2024 年 2 月報告書でインドが留保を表明していた点の 1 つである。利益 B では、価格決定マトリクスと営業費用クロスチェックによりインバウンド取引に従事する販売会社の営業利益に上限が設けられてしまうため、利益 B が必要以上に広く適用されることを避けたい意図であるとみられる。

8 2023 年 7 月公表の市中協議文書においては「Modified pricing matrix」（修正価格決定マトリクス）がアイデアとして言及されていた。全世界一律の価格決定マトリクスとは異なる ROS（基本的には ROS を上方修正する）を適用することの合理性が分析結果として認められたノルウェーや英国等が潜在的な修正価格決定マトリクスの対象国と考えられていた。また、2024 年 2 月報告書の公表後にいち早く現状の利益 B 非導入を明言した豪州やニュージーランドがある。当課題では、これら双方の国々からの懸念を指すものとみられる。

一方で、第 1 の柱利益 B に関しては上記 1 点目に記載の「米国所得に対する域外管轄権」の行使でも、「米国企業が差別的に影響を受ける」税制でも無いとの解釈も可能である。また、利益 B については以前から米国多国籍企業における支持を集めていたものと解されており、また議会における超党派の支持もあったとされる。

3. デロイトトーマツのコメント

(1) 第 1 の柱の議論における現状の課題

2024 年の後半から包摂的枠組みにおける第 1 の柱に関する議論は行き詰まっていると考えられ、トランプ政権に移行した現下ではまだ打開策が見えていない状況といえる。包摂的枠組みにおける議論が進捗しないということは、利益 B は現在の任意モデル、つまり各国が導入を選択できる「任意の」利益 B Phase 1 として残り、「義務的な」利益 B Phase 2 への移行が実現するかは不透明である。

利益 B 枠組みに関する上述の未解決の課題については、包摂的枠組みの全加盟国の支持を得られる道筋は未だ見つかっていない。全加盟国のコンセンサスが得られる解決策として、それらの課題の解決策に議論の重点が置かれているとのことである。したがって、納税者にとっては差し迫った問題である価格調整金等の技術的な議論は進んでおらず、2024 年 6 月公表の[追加ガイダンス](#)（OECD ウェブサイト（英語））以降の成果物としては、2024 年 12 月公表に公表された[ファクトシート](#)（OECD ウェブサイト（英語））及び[プライシング自動化ツール](#)（OECD ウェブサイト（英語））に限られる（しかも、これらは基本的に 2024 年 2 月報告書と 2024 年 6 月追加ガイダンスの内容を分かりやすく整理したもので、特に目新しい点は含まれなかった）。

第 1 の柱の議論が現在膠着状態に陥っている主な要因は、第 1 の柱が利益 A と利益 B のパッケージでの合意を前提とする点にあると考えられる。当初、利益 A を受け取る全ての国が、合意された枠組みに基づいて利益 B を実施することを要求するパッケージとして提示されていた。しかし、利益 A の対象となる多国籍企業を最も多く抱えることでその影響を強く受ける米国は、利益 B が「義務的」である場合にのみ、利益 A の MLC 文案の採択に合意する（すなわち、利益 A による恩恵を受ける国は強制力のある利益 B を導入しなければならない）と考えられる。その一方で、現在の利益 B 枠組みが魅力に乏しく、強制力のある利益 B 制度の導入に同意しない国も多く存在する。この点が第 1 の柱に関する重要な課題であり、議論の大きな遅延を引き起こしているといえるだろう。

現在のところ、第 1 の柱で最も重要な論点となっているのは、各国が導入を選択できる任意の利益 B 制度であるが、利益 B 枠組みはこのまま任意モデルとしてとどまる可能性が高いと見られ、利益 A との相互依存関係が解消された場合、より多くの国が利益 B の導入を選択するという考え方もある。利益 A よりもはるかに多くの企業に影響を与える利益 B や、DST をはじめとする一方的措置における各国の動向を注視する必要がある。

(2) 利益 B 制度に向けた今後の対応

米国の財務省及び内国歳入庁（IRS）は、2024 年 12 月 18 日付で [Notice2025-04](#)（IRS ウェブサイト（英語））を公表⁹し、財務省規則ベースでセーフハーバールールを入れる予定であったが、上述の大統領覚書が利益 B にどのように影響を及ぼすのか現時点で不透明である。さながら、利益 B に対しては米国内で党派による大きな意見の隔たりは見られないとの認識であり、大統領覚書の趣旨に沿いつつ、議会の理解を得ながら実行に移す可能性は引き続きあると考えられる。

米国で利益 B に係るセーフハーバールールが実施された場合、日系多国籍企業における日米間の利益 B 適格取引においては、ローカルファイルを整備し、また価格決定マトリクスの±0.5%という非常に狭い独立企業間 ROS レンジに適合させるため、所要のグループ内契約を整備し価格調整金を授受できる体制を確立することが新たな選択肢となる。また、日米 BAPA 申請中の案件においては、従来どおりの取引単位営業利益法（Transactional Net Margin Method：以下「TNMM」）のベンチマーク分析から得られる ROS レンジに加え、利益 B 簡素化・合理化アプローチを適用した結果である ROS±0.5%を補完分析として活用する方法が検討に値するだろう。

OECD では、「義務的な」利益 B Phase 2 の議論を継続することに変化はなく、トランプ政権下の米国を交えた議論の動向が注目されるところである。各国が利益 B の簡素化・合理化アプローチを導入するかどうかの検討状況に係るサーベイは、当初 2024 年 10 月の公表を目指していたとされていたものの、2025 年 2 月上旬時点でも公表には至っていないが、継続はしている模様である¹⁰。既に利益 B を適用したいと手を挙げている国は、TNMM のベンチマーク分析を個別に実施して課税するリソースが不足していることから利益 B の簡素化・合理化アプローチに期待しており、これから導入を検討する国にあって、米

⁹ 利益 B 制度の簡素化合理化アプローチに係る提案規則の発行の意図をアナウンスした。納税者が 2025 年 1 月 1 日以降に開始する会計年度の適格取引において、納税者が選択をすれば利益 B を適用可能であるとしている。

¹⁰ OECD が 2025 年 2 月 11 日に実施した[ウェビナー](#)（OECD ウェブサイト（英語））において、2025 年に利益 B 制度を導入予定の国のリストについて、数日中に公表を想定しているとのコメントがあった

国の動向を予想することは困難であるとしても、それが自国における利益 B 簡素化・合理化アプローチの導入判断を妨げる可能性は低いと考えられる。

欧州やアジアにおいて、2025 年 1 月以降に利益 B 簡素化・合理化アプローチを導入する国が出てくる可能性がある。各国当局は、自国にある利益 B 適用対象会社の ROS 実績と価格決定マトリクスを比較し、自国税収の増減シミュレーション結果を踏まえて、利益 B の導入・非導入を判断すると考えられる。したがって、利益 B を導入しない国においても、今後は利益 B の価格決定マトリクスにおける ROS が暗黙の下限値（フロア）として機能し、TNMM に基づく ROS のベンチマーク分析結果に対する当局側の期待値が高まる可能性がある。

価格決定マトリクスは、移転価格税制と独立企業原則適用の簡素化・合理化という目的からグローバルな利用可能性を考慮しており、幅広く日本企業に恩恵をもたらすことも期待される場所である。しかしながら、今後は利益 B 簡素化・合理化アプローチを導入しない国においても価格決定マトリクスの ROS が実質的なフロアとして機能する可能性を踏まえると、海外販売会社の実績 ROS が簡素化・合理化アプローチの ROS を下回る場合には、現地側の移転価格リスクを高めると考えられる。対応策の検討と実行には時間を要する場合も多い（連結 ROS が低い企業グループでは顕著であると考えられる）。まずは、ハイレベルに海外販売会社の実績 ROS と簡素化・合理化アプローチの ROS を比較し、特に実績 ROS が下回っている拠点の把握を開始することが推奨される。

（山川 博樹、佐伯 拓也、武田 健吾）

デロイト トーマツ税理士法人では、利益 B 制度対応のひとつとして利益 B 制度に関して、パッケージ化された「ハイレベルアセスメント」サービスをご案内しています。

利益 B 制度に関するご質問や対応に関するディスカッション、ハイレベルアセスメントサービスに関するご質問など、まずはお気軽にお問い合わせください。



デロイト トーマツが提供する「利益 B」導入に向けた事前アセスメントのサポート

**デジタル課税 BEPS 2.0 第1の柱「利益 B」
対応のための移転価格管理**



過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/japan

問い合わせ

デロイト トーマツ 税理士法人

東京事務所

所在地 〒100-8362 東京都千代田区丸の内 3-2-3
丸の内二重橋ビルディング

Tel 03-6213-3800 (代)

大阪事務所

所在地 〒541-0042 大阪府大阪市中央区今橋 4-1-1
淀屋橋三井ビルディング 5 階

Tel 06-4560-8000 (代)

名古屋事務所

所在地 〒450-8503 愛知県名古屋市中村区名駅 1-1-1
JP タワー名古屋 37 階

Tel 052-565-5533 (代)

email tax.cs@tohmatu.co.jp

会社概要 www.deloitte.com/jp/tax

税務サービス www.deloitte.com/jp/tax-services

令和 6 年度税制改正トピックス www.deloitte.com/jp/tax/tax-reform

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイト ネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ リスクアドバイザー 合同会社、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ グループ 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市に約 2 万人の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト、www.deloitte.com/jp をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュート マツ リミテッド（"DTTL"）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して"デロイト ネットワーク"）のひとつまたは複数指します。DTTL（または"Deloitte Global"）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務・法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500® の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。"Making an impact that matters"をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの 45 万人超の人材の活動の詳細については、www.deloitte.com をご覧ください。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイト ネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイト ネットワークの公式見解ではありません。デロイト ネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者らが被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2025. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301